

公益財団法人登米文化振興財団 役員等の報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人登米文化振興財団（以下「この法人」という。）の評議員、理事、監事及び基金管理委員（以下「役員等」という。）が、この法人の規程に基づく会議及びこの法人の用務に従事した際に支払われる報酬及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬の定義)

第2条 役員等が評議員会、理事会、監査会等に出席したときや、この法人の業務のために出勤したときの報酬は日額 7,800 円とする。ただし、理事長及び会議で議長を務める評議員の報酬はそれぞれ日額 8,800 円とする。

2 基金管理委員が市民参加型事業基金設置規程等に基づく用務に出席したときの報酬は日額 7,800 円とする。

3 2つ以上の会議等が同日に開催される場合は、どちらかの会議に出席したものとみなし、複数の会議分の報酬は支給しない。会議と他の業務等が重なった場合も同様とする。

4 報酬のほか、日当や交通費を支給しない。

5 この法人の使用人が役員等を兼ねる場合は、報酬を支払わない。

6 報酬額の変更は、評議員会及び理事会の承認を得なければならない。

7 役員等は、報酬を辞退することができる。

(費用弁償等)

第3条 役員等がこの法人の用務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費は、この法人の職員旅費規程を準用する。

(退職金)

第4条 役員等が退職する場合、退職金は支給しない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、第3条第3項に「民間人の顧問がこの法人の公務に従事する場合、費用弁償を支給できる。その額は役員等の報酬と同額とする。」を追加し、平成 30 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、第2条第7項に「役員等は、報酬を辞退することができる。」を追加し、令和 2 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この規程は、第3条第3項「民間人の顧問がこの法人の公務に従事する場合、費用弁償を支給できる。その額は役員等の報酬と同額とする。」を削除し、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

※参考

登米市の各種委員会の報酬及び費用弁償等

源泉課税分を含む（登米市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例）

委員長＝日額報酬 7,000 円＋費用弁償 1,800 円＝8,800 円＋旅費

委員＝日額報酬 6,000 円＋費用弁償 1,800 円＝7,800 円＋旅費